

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
規 則	ページ
◎高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則	7
訓 令	
◎高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	7

告 示

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

標準給付費等見込額計算書

標準給付費見込額（年度～年度）			
年度 A	年度 B	年度 C	合計 D = A + B + C
円	円	円	円

地域支援事業に要する費用見込額（年度～年度）			
年度 E	年度 F	年度 G	合計 H = E + F + G
円	円	円	円

第2号様式 (第2条関係)

財政安定化基金拠出金見込額計算書

標準給付費見込額 A	地域支援事業に要 する費用見込額 B	拠出率 C	拠出見込額 $D = (A + B) \times C$
円	円	%	円

拠出見込額			
年度 E	年度 F	年度 G	合計 $H = E + F + G$
円	円	円	円

- 注 1 A欄の金額と別記第1号様式のD欄の金額とを、B欄の金額と同様式のH欄の金額とをそれぞれ一致させてください。
- 2 H欄の金額とD欄の金額とを一致させてください。

別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

基金事業交付金所要額計算書（ 年度から 年度までの3年間）

予定保険料収納額 A	保険料収納必要額	基金事業対象比率
円	円	%

実績保険料収納（見込）額 B	収納した保険料総額	基金事業対象比率	基金事業対象繰入（見込）額 C	$D = B + C$	$E = (A - D) / 2$
円	円	%	円	円	円

保険料収納下限額 F	保険料収納必要額	基金事業対象比率	第1号被保険者数の区分に応じて定める率	$G = (A - F) / 2$
円	円	%	%	円

基金事業対象費用（見込）額 H	基金事業対象収入（見込）額 I	$J = (H - I) / 2$
円	円	円

交付限度額 （E欄、G欄又はJ欄の金額うち、いずれか少ない額）
円

- 注 1 いずれも本計画期間3年間の数値を記入してください。
2 G欄は、F欄の金額がD欄の金額より大きい場合にのみ記入してください。

第5号様式（第5条、第9条関係）

基金事業対象収入額実績報告書（ 年度）

実績保険料収納（見込）額 A	基金事業対象繰入（見込）額 B	公費負担金実績（見込）額 C	調整交付金交付実績（見込）額 D	介護予防事業に係る交付金及び包括的支援事業等支援額に係る交付金交付実績（見込）額 E
円	円	円	円	円

介護給付費交付金交付実績（見込）額 F	地域支援事業支援交付金交付実績（見込）額 G	介護給付費準備基金取崩し額 H	介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第10条の剰余金 I	介護保険法第127条又は第128条の規定に基づく補助金のうち標準給付費に充てる額 J
円	円	円	円	円

基金事業対象収入（見込）額 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J）
円

注 単年度ごとに作成してください。

第6号様式（第5条、第9条関係）

基金事業対象費用額実績報告書（ 年度）

標準給付費実績 （見込）額 A	地域支援事業に要する 費用実績（見込）額 B	財政安定化基金拋 出金額 C	財政安定化基金償還 金額 D
円	円	円	円

基金事業対象費用（見込）額 （A + B + C + D）
円

注 単年度ごとに作成してください。

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

基金事業貸付金所要額計算書A（ 年度）

単年度基金事業対象費用（見込）額 A	単年度基金事業対象収入（見込）額 B	C = A - B
円	円	円

貸付限度額 (C × 1.1)	貸付希望額（限度額の範囲内）
円	円

注 いずれも本年度の数値を記入してください。

第10号様式（第8条関係）

単年度基金事業対象収入額実績報告書（ 年度）

実績保険料収納（見込）額 A	基金事業対象繰入（見込）額 B	公費負担金実績（見込）額 C	調整交付金交付実績（見込）額 D	介護予防事業に係る交付金及び包括的支援事業等支援額に係る交付金交付実績（見込）額 E
円	円	円	円	円

介護給付費交付金交付実績（見込）額 F	地域支援事業支援交付金交付実績（見込）額 G	介護給付費準備基金取崩し額 H	介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第7条第2項の剰余金 I	介護保険法第127条又は第128条の規定に基づく補助金のうち標準給付費に充てる額 J
円	円	円	円	円

単年度基金事業対象収入（見込）額 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J)
円

別記第13号様式及び別記第14号様式を次のように改める。

第13号様式（第9条関係）

基金事業貸付金所要額計算書B（ 年度）

(1)

基金貸付申請額	A
	円

(2)

基金事業対象費用 (見込) 額	基金事業対象収入 (見込) 額	1年度目・2年度目の 基金からの借入金額	基金事業交付金(交 付申請) 額
B	C	D	E
円	円	円	円

(3)

実績保険料収納 (見込) 額	基金事業対象繰 入(見込) 額	H = F + G	保険料収納下限 額	J = I - H
F	G		I	
円	円	円	円	円

(4)

貸付限度額 ((B - C - D - E - J) × 1.1)
円

- 注 1 いずれも本計画期間3年間の数値を記入してください。
2 J欄は、I欄の金額がH欄の金額より大きい場合にのみ記入してください。

第14号様式（第9条関係）

基金事業貸付金（地方債）償還計画書

基金事業貸付金償還額			
年度 A	年度 B	年度 C	合計 (A + B + C)
円	円	円	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第52号

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則（平成24年高知県規則第65号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、本則第3号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県訓令第7号

本庁

高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程（昭和38年11月高知県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

題名中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「高知県鳥獣保護及び狩猟規則」を「高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に、「鳥獣保護員（以下「保護員」）」を「鳥獣保護管理員（以下「保護管理員」）」に、「服務等について」を「服務等に関し」に改める。

第2条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第3条中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第1号中「鳥獣保護のため」を「鳥獣の保護又は管理のため」に改め、同条第2号中「及び狩猟場の」を「又は狩猟場における」に改め、同条第3号中「鳥獣保護又は狩猟」を「鳥獣の保護若しくは管理

又は狩猟」に改める。

第4条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第5条第1項中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第2項中「同項各号の」を「同項各号に定める」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第6条の見出し中「証票」を「身分証明書」に改め、同条中「保護員は、第3条の」を「保護管理員は、第3条各号に掲げる」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「証票及び」を「証明書及び」に、「鳥獣保護員手帳」を「鳥獣保護管理員手帳」に、「関係者の」を「関係者から」に、「証票を」を「当該証明書を」に改める。

第7条中「保護員」を「保護管理員」に、「職務に」を「職務に」に改める。

第8条第1項中「保護員」を「保護管理員」に、「記載して」を「記載し、」に改め、同条第2項中「保護員」を「保護管理員」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

鳥獣保護管理員業務日誌

（ 月分）

区分 日	巡視又は指導地	違反事項の有無及びそれに対する処置その他特記事項	鳥獣被害の発生及び目撃情報等
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
計	日		

鳥獣保護管理員 ㊟

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年7月17日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「高知県鳥獣保護及び狩猟規則」を「高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める部分に限る。）は、同月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令（前項ただし書の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県鳥獣保護管理員の服務等に関する規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。